

令和5年 第7回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月25日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(9人)

会長	9番	山下 篤
委員	1番	井野 嘉久
	2番	佐々木 優
	3番	大平 幸司
	4番	近井 一夫
	5番	古町 綾
	6番	三原 一英
	7番	田中 美智子
	8番	熊谷 源
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(賃借権の設定)
 - 第3 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(賃借権の設定)
 - 第4 議案第13号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部 光夫
総括主幹	西本 利博
主査	松井 隆行

7 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和5年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、9名中9名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議事録署名委員は、3番大平委員、4番近井委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井主査を指名します。

以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 議案第11号と、日程番号第3 議案第12号は、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。貸借権の設定を受ける者が同一でありますので、一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第11号及び議案第12号は、農地法第3条第1項の規定による貸借権の設定に係る許可について、審議を求めるものであります。

初めに、議案第11号についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

申請者は、貸主が ●● 氏、借主が ●● 氏、貸借権を設定する土地は1筆で、所在が登別市●●町●●丁目、地番が●●、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●㎡、貸借権を設定する期間は令和5年8月4日から令和10年8月3日の5年間となっております。

借主の状況についてであります。経営地面積は138,877.99㎡、労働力は男が1人、農業従事日数は年間延360日、農機具はトラクター3台、ロールベアラー1台、モア1台、レーキ1台、テッター1台を所有しております。

賃借権を設定する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の2ページから4ページに記載のとおりであります。

また、農地法第3条第2項各号の該当有無につきましては、議案書5ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、これまでの当該農地の耕作状況や、所有する機械の能力、農作業に従事する者の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるなど、いずれも該当しないことを確認しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断されます。

続きまして、議案第12号についてご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

申請者は、貸主が●●氏、借主が●●氏、賃借権を設定する土地は1筆で、所在が登別市●●町●●丁目、地番が●●、地目は公簿・現況共に畑、面積は●●㎡、賃借権を設定する期間は令和5年8月4日から令和10年8月3日の5年間となっております。

借主の状況につきましては、議案第11号の説明と同じ内容であります。

また、賃借権を設定する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の7ページから9ページに記載のとおりであります。

農地法第3条第2項各号の該当有無につきましては、議案書10ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、いずれも該当しないことを確認しており、議案第11号と同様に、許可要件のすべてを満たしているものと判断されます。

説明は以上になります。

議長 ただいま、議案第11号並びに議案第12号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

それでは、採決します。

はじめに、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第11号はそのように決定します。
つづきまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第12号はそのように決定します。
次に、日程番号第4 議案第13号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第13号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」ご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

議案第13号は、農地法第6条の規定により、令和4年の定期報告が提出された農地所有適格法人の要件の適合性につきまして、審議の上、意見を求めるものであります。

農地所有適格法人の要件の適合性につきましては、提出された報告書の内容により判断することになりますが、報告書の内容を確認した結果、11社の農地所有適格法人のうち、10社の法人につきまして、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、全ての要件で適合することを確認しております。

残りの●●につきましては、報告書の内容を確認した結果、農業以外の売上高が農業関連の売上高を上回っており、事業要件のみ適合しないと判断されますが、それは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、花卉及び野菜の生産、生産した野菜を提供するレストランの経営、苗木の販売などの農業関連の売上高が、回復していないことが主な要因であると判断されます。

今後につきましては、令和4年12月に購入した事務所付近の農地の有効活用や新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等により、農業の売上高の回復が見込まれる見通しであります。

説明は以上になります。

議長 　　ただいま、議案第13号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
なにか、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第13号について、今回審議した全ての農地所有適格法人の要件が適合するものと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第13号はそのように決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和5年第7回農業委員会総会を閉会します。